

# (公財) 恵那市スポーツ連盟スポーツ指導資格取得助成規程

## (目的)

第1条 市民のスポーツに対する高度化・多様化したニーズに応えるため、別に定める恵那市スポーツ指導者養成講習会の上積みとして、市民のスポーツ指導に関する資格取得を奨励し、その必要経費の一部を助成することで、公益財団法人恵那市スポーツ連盟では生涯スポーツ指導者の育成を積極的に推進する。

## (対象者)

第2条 スポーツ指導資格取得助成（以下「制度」という。）の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に在住、または在勤し、恵那市のスポーツ振興に熱意を持っている者
- (2) 資格取得後、「恵那市スポーツ指導者スポーツボランティアバンク」に登録することに同意する者
- (3) 職業スポーツ従事者は除く。

## (対象となる資格)

第3条 この制度の対象となる講座及び資格試験等は、次に掲げる要件を満たすものとし、講座、試験等の具体的な内容等については、申込者本人が学習目的等に応じて選定する。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格として認定されたもの。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格取得講習の免除対象となる資格
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体が公認するスポーツ指導者資格及び審判員資格として認定されたもの。
- (4) 岐阜県教育委員会並びに公益財団法人岐阜県スポーツ協会が主催する「地域クラブ指導者育成研修会」を受講し認定を受けたもの。

2 ただし、スポーツ指導者養成講習会免除適応コース承認校への入学金や学費等は除く。

## (助成対象経費及び助成基準額)

第4条 この制度の対象となる経費は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとし、該当する経費合計の2分の1を交付するものとする。ただし、上限額は、1回の申請につき4万円とし、予算の範囲内とする。資格の更新に係る費用も対象とする。

- (1) 入学金・受講料・テキスト代・登録料・資格試験にかかる費用を対象とする。
- (2) 対象となる講座、試験等にかかる交通費については、実費を補助対象経費とすることができる。
- (3) 申請者多数の場合は、予算3分の2を超えない範囲を指導者資格に係る助成に充てることができる。
- (4) 前三号の規定にかかわらず、助成金の割合及び上限額を変更することがある。

## (助成金交付の要件)

第5条 会長は、申込者が次の要件のいずれかに該当する場合に受講及び受験等に係る経費の一部を助成するものとする。ただし、申請者は、講座等の開始時及び受験時に第2条の要件を満たす者とする。

- (1) 対象講座を受講し、実施機関が定める修了基準に達した者及び認定を受けた者。
- (2) 対象試験を受験し、合格した者

## (助成金交付の対象となる期間)

第6条 この助成金の交付の対象となる期間は、対象講座等への在籍期間とする。

## (助成金の交付申請)

第7条 この助成金の交付の申請は、原則として助成金の対象となる講座等が第5条の要件を満たした年度において行わなければならない。

2 この制度を利用し助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え、会長に提出しなければならない。

（助成金交付の決定及び通知等）

第8条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適否について助成金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 第4条第3号に基づき、助成金の交付額に変更が生じたときは、交付額変更通知書（様式第3号）により速やかに通知する。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定による助成金交付の決定を受けた申請者は、交付請求書（様式第4号）を速やかに会長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第10条 会長は、前条の請求書を受理した後助成金を交付する。

（届出等）

第11条 この制度を利用する者において、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を届出書（様式第5号）により会長に届けなければならない。

（1）第7条に基づき助成金交付の申請をした後に、その内容に変更があったとき。

（2）第8条の通知後、助成金の交付を辞退するとき。

（3）前二号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるとき。

（制度の利用回数等）

第12条 この制度の利用は、同一年度に1回までとする。

（受講料及び受験料の支払い等）

第13条 学習機関等への申込み及び入学金、受講料、受験料等の支払いは利用者が行なう。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から遡って施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月1日から施行する。